

認可外保育施設利用料の給付方法について

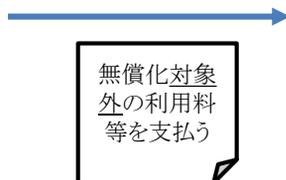
～認可外保育施設の代理受領方式(現物給付)が始まります～

滝沢市に対する給付申請・請求の手続きが不要になります。

認可外保育施設を利用した場合に、給付対象の利用料については施設が直接、滝沢市へ請求します。また保護者は給付対象外の利用料等を施設に支払いが必要です。

【代理受領方式による給付の流れ】

1. 認可外保育施設利用料の無償化対象外部分を施設に支払う



【注意】
幼児教育・保育の無償化対象となる場合には、別途手続きが必要です。

2. 施設は無償化対象分を市役所へ提出



【注意】
滞納等がある場合など、代理受領方式が利用できない場合があります。

3. 給付が決定した場合は、市役所から無償化対象の利用料(上限額あり)を施設へ給付



【注意】
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を併用している場合は、代理受領方式での給付はできませんのでご注意ください。

ア 施設が市へ請求する額
イ 保護者が施設へ支払う額

【認可外保育施設利用料の計算方式】

認定区分	月額利用料(支払額)	上限額	対象額(ア)	負担額(イ)
新2号	21,000円	37,000円	21,000円	0円
新2号	40,000円	37,000円	37,000円	3,000円